

平成 19 年度及び平成 20 年度当初に向けた

## 行政システム改革の取組み

### < 資 料 の 説 明 >

- ◇ 本県では、総合計画「神奈川力構想・実施計画」等の策定にあわせ、平成 19 年 7 月に策定した「行政システム改革基本方針」に基づき、『変化に対応した質の高い県政の展開』を目標に、行政システム改革の取組みを進めています。
- ◇ このたび、19 年度及び 20 年度当初に向けた行政システム改革の取組みの進捗状況をとりまとめましたので、お知らせします。

平成 20 年 2 月

神奈川県行政システム改革推進本部

# 概 要

## 1 組織再編

神奈川力構想・実施計画に盛り込んだ施策・事業の着実な推進、政策立案機能の強化や新たな行政課題への対応、さらに組織・執行体制の重点化・効率化などの観点から、平成20年4月に本庁組織及び出先機関の再編を実施します。

### <主な取組項目>

- 本庁組織の再編
  - ・ 政策と予算の連携強化等（総務部と企画部の再編）
  - ・ 知事スタッフ体制の強化（知事室の部外組織への移行、スタッフ機能の充実）
  - ・ 危機管理体制の強化（危機管理対策課を設置 27人体制・職員14人増員）
  - ・ 新たな行政課題、個別の政策課題への対応（地域政策課、NPO協働推進課の設置）
  - ・ 会計局組織の見直し（総務課、指導課、出納課を再編し、会計課と指導課を設置）
  - ・ 教育委員会組織の見直し（総務課と教育政策課を再編し、企画調整課と行政課を設置）
- 出先機関の再編〔176機関 →154機関 ▲22機関 別表1参照〕
  - ・ 県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合し、県央地域県政総合センターを設置
  - ・ 津久井県税事務所を相模原県税事務所に再編・統合
  - ・ 保健福祉事務所、保健所、福祉事務所の3組織を一つの組織に整理
  - ・ 高等職業技術校4校（鶴見、紅葉ヶ丘、川崎（京浜分校を含む）、横須賀）を再編・統合し、東部総合職業技術校を設置
  - ・ 相模川総合整備事務所（下水道部門）と酒匂川下水道整備事務所を再編・統合し、流域下水道整備事務所を設置 ほか

## 2 職員の重点配置と職員数削減の継続的な取組み

限りある人的資源を有効に活用し、多様化・高度化する県民ニーズへ対応するため、職員を重点配置するとともに、職員数削減の継続的な取組みを実施します。〔別表2参照〕

### <主な取組項目>

- 職員の重点配置
  - ・ 地球温暖化対策の強化（職員4人増員）
  - ・ 全国植樹祭（平成22年度）を開催するための体制（18人）の整備
  - ・ 児童虐待への対応の充実・強化（職員10人増員）
  - ・ 医師確保対策の充実・強化（職員6人増員）
  - ・ 観光振興を推進するための体制（15人）の整備
  - ・ 青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）・全国障害者技能競技大会（アビリンピック全国大会）（平成22年度）を開催するための体制（12人）の整備
- 職員数の削減（知事部局 ▲150人、他任命権者 ▲71人）

## 3 財政基盤の強化と経費の節減

「財政健全化への基本方策（改訂版）」に沿って、限りある財源を効果的・効率的に活用し、施策・事業の見直し等に取り組み、財政基盤の強化を図ります。〔別表3～4参照〕

### <主な取組項目>

- 財政基盤の強化
  - ・ 県債の新規発行額の抑制  
20年度当初計上額 1,266億円（自主財源に対する割合9.3% 引き続き10%以内に抑制）  
19年度最終予算額 1,178億円（自主財源に対する割合8.7%）
- 施策・事業経費等の節減 403億円
  - ・ 施策・事業の見直しによる経費の抑制 175億円
  - ・ 人件費の抑制 228億円

#### 4 民間活力の活用

民間と行政の役割分担の観点から、業務委託の拡大など民間活力の活用を進めます。

##### <主な取組項目>

- 神奈川県民間活力活用指針の策定（19年10月）
- 県税事務の民間委託化等

#### 5 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進

県主導第三セクターの今後のあり方を踏まえ、統廃合等の抜本の見直しや更なる経営改善を促します。

[県主導第三セクター数の減 ▲1法人、県派遣職員数の減 ▲4人、財政的支援の増 524百万円

別表5参照]

##### <主な取組項目>

- (財)神奈川県厚生福利振興会の自立化(20年3月)
  - \* その他、20年4月に県主導第三セクターである(財)神奈川中小企業センターと第三セクター以外の法人である(社)神奈川県産業貿易振興協会が統合する予定。統合後は引き続き県主導第三セクターとして存続し、県主導第三セクターの法人数には影響しない。

別表 1 出先機関の組織再編の内容

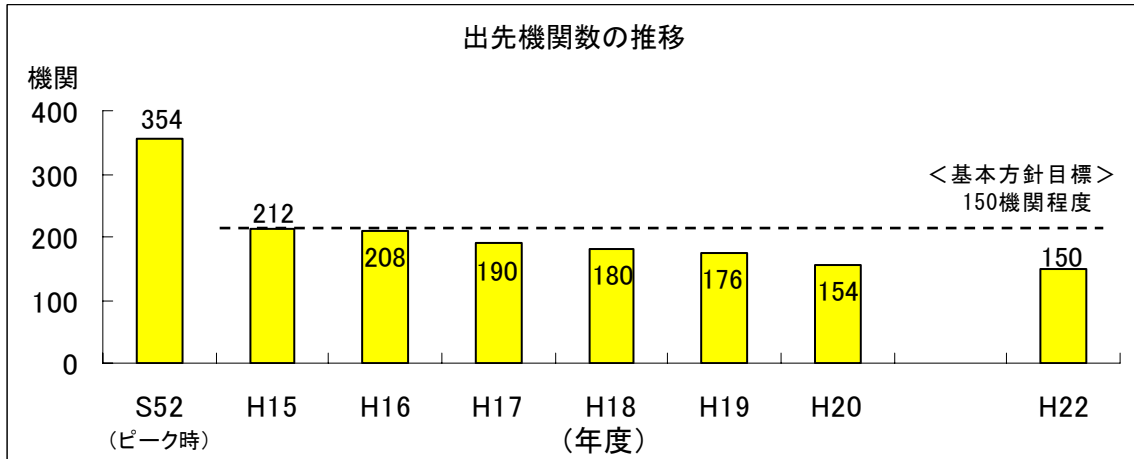
<目標> 出先機関を150機関程度に見直し(22年度当初)

注(1)

年度別 区分	15年度 (目標の起点)	16年度	17年度	18年度	19年度	増減数	20年度	16~20年度 増減数累計
知事部局	172	168	143	135	131	▲21	110	▲62
企業庁	21	21	21	21	21	0	21	0
病院事業庁注(2)			7	5	5	0	5	5
教育委員会	19	19	19	19	19	▲1	18	▲1
合計	212	208	190	180	176	▲22	154	▲58

注(1) 「出先機関数」は、神奈川県行政組織規則等に基づき整理

(2) 平成17年度当初、県立病院事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、知事部局衛生部から、県立病院事業を「病院事業庁」として新設した。



区分	主な内容	
知事部局	部外 (▲1)	県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合し、県央地域県政総合センターを設置
	総務部 (▲1)	津久井県税事務所を相模原県税事務所に再編・統合し、津久井支所を設置
	保健福祉部 (▲15)	保健福祉事務所、保健所、福祉事務所の3組織を一つの組織に整理
	商工労働部 (▲3)	高等職業技術校4校(鶴見高等職業技術校、紅葉ヶ丘高等職業技術校、川崎高等職業技術校(京浜分校を含む)、横須賀高等職業技術校)を再編・統合し、東部総合職業技術校(かなテクカレッジ)を開校
	県土整備部 (▲1)	相模川総合整備事務所(下水道部門)と酒匂川下水道整備事務所を再編・統合し、流域下水道整備事務所を設置
企業庁 (±0)	相模原水道営業所相模大野支所を相模原南水道営業所として設置し、藤沢水道営業所湘南台支所を藤沢水道営業所に、綾瀬水道営業所を海老名水道営業所に統合	
教育委員会 (▲1)	横須賀給与事務所を湘南三浦教育事務所に統合	

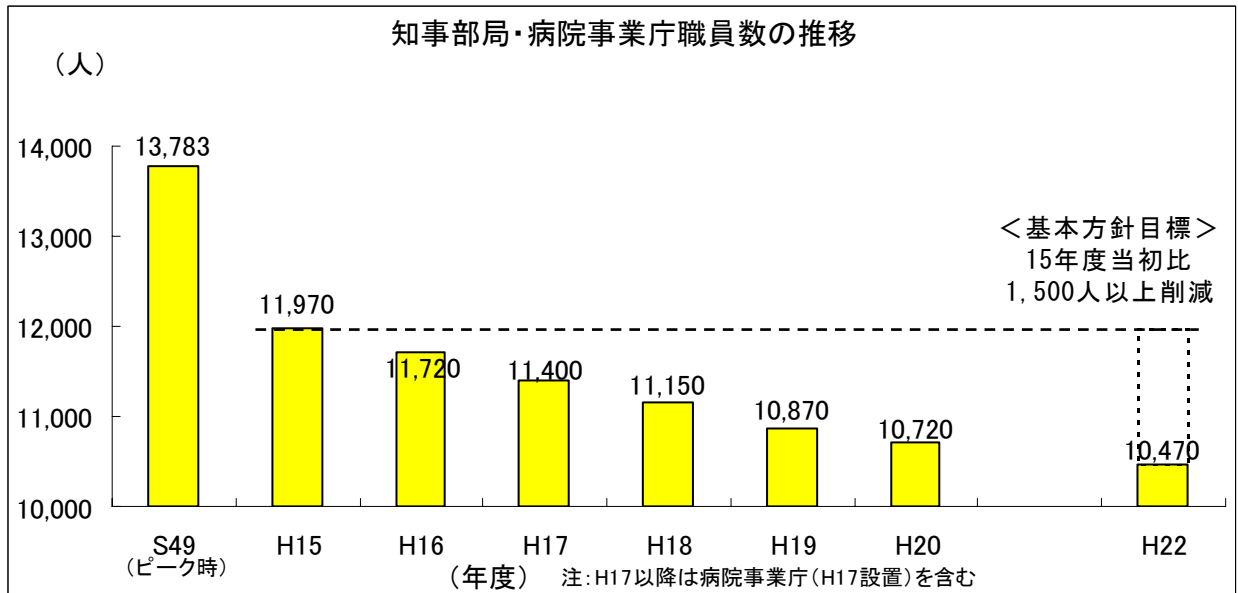
別表2 職員数削減の継続的な取組み

<目標> 知事部局（病院事業庁を含む）職員数の1,500人以上削減。他任命権者（教員、警察官を除く）も同一の歩調で削減（15年度当初比、22年度当初まで）

区 分	15年度 定数(人) (目標の起点) A	16年度 定数 (人) B	17年度 定数 (人) C	18年度 定数 (人) D	19年度 定数 (人) E	増減数 (人) F	20年度 定数 (人) G(E+F)	16~20年度 増減数累計 (人) H(G-A)	増減率 (%) H/A
知事部局・病院事業 庁 注(1)	11,970	11,720	11,400	11,150	10,870	▲150	10,720	▲1,250	▲10.4
企 業 庁	1,224	1,193	1,173	1,120	1,097	▲32	1,065	▲159	▲13.0
教育委員会 注(2)	2,433	2,331	2,290	2,201	2,177	▲36	2,141	▲292	▲12.0
各局委員会	188	186	184	182	182	2	184	▲4	▲2.1
警 察 本 部 注(3)	1,754	1,754	1,749	1,744	1,731	▲5	1,726	▲28	▲1.6
合 計	17,569	17,184	16,796	16,397	16,057	▲221	15,836	▲1,733	▲9.9

注(1) 削減目標の起点となる平成15年度（知事部局には、病院の事業に従事する職員を含む）との比較のため、表上には、「知事部局」と「病院事業庁」（17年度新設 2,282人、18年度、19年度、20年度 2,239人）の合計の職員数を記載

- (2) 「教育委員会」の職員数は、別表2-2「教育委員会職員の配置状況」の区分欄(1)、(2)の合計
- (3) 「警察本部」の職員数は、警察官以外の職員数



別表 2-2 教育委員会職員の配置状況

区 分	15年度 定数(人) (目標の起点) A	16年度 定数 (人) B	17年度 定数 (人) C	18年度 定数 (人) D	19年度 定数 (人) E	増減数 (人) F	20年度 定数 (人) G(E+F)	16~20年度 増減数累計 (人) H(G-A)	増減率 (%) H/A
教育委員会 事務局職員 注(1)	931	907	902	877	858	▲2	856	▲75	▲8.1
教職員合計	49,351	49,714	50,073	50,057	50,525	284	50,809	1,458	3.0
県立学校	校長及び教員	11,074	11,052	10,851	10,752	144	11,047	▲27	▲0.2
	その他の職員 注(2)	1,502	1,424	1,388	1,324	▲34	1,285	▲217	▲14.4
	計	12,576	12,476	12,239	12,076	110	12,332	▲244	▲1.9
市町村立学校 教職員	36,775	37,238	37,834	37,981	38,303	174	38,477	1,702	4.6

注(1)、(2)は、別表2の「教育委員会」の内訳

別表3 財政基盤の強化

<目標> 22年度末までに、プライマリーバランスの黒字化を実現します。  
 また、できるだけ早期に県債現在高を減少に転じさせることを目指します。

○ 県債の新規発行抑制の状況（一般会計）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
自主財源額 (A) (億円)	10,508	10,718	11,390	13,583	13,676
県債新規発行額 (B) (億円)	1,350	1,170	1,068	1,178	1,266
自主財源に対する割合 (B)／(A) (%)	12.8	10.9	9.4	8.7	9.3

〔備考〕19年度までは最終予算、20年度は当初予算。

○ プライマリーバランス（注(1)）の状況（一般会計）

(単位：億円)

区 分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
県 債 (A)	当初	1,400	1,355	1,295	注(2) <1,398> 注(3) 1,068	1,266
	最終	1,350	1,170	1,068	1,178	
公債費 (B)	当初	501	537	655	830	1,176
	最終	853	687	986	886	
プライマリーバランス (B)-(A)	当初	▲ 899	▲ 818	▲ 640	<▲568> ▲ 238	▲ 90
	最終	▲ 497	▲ 483	▲ 82	▲ 292	

注(1) 世代間の受益と負担の関係を表す指標であり、プライマリーバランスが赤字の場合は、現世代が自ら負担する以上の行政サービスを受取り、将来世代に負担を回している状態とされる。

注(2) < >は、19年度6月現計予算に計上を留保した、退職手当債相当額（330億円）を含めた額を示す。

注(3) 19年度の当初欄は、19年度当初予算を骨格予算として編成したため、当初予算に対する「肉付け」を行った後の19年度6月現計予算における額を示す。

○ 県債現在高の推移

(単位：億円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
県債現在高 (臨時財政対策債を含む)	26,642	27,622	28,151	29,053	29,664

〔備考〕18年度までは決算、19年度は最終予算、20年度は当初予算。

別表4 施策・事業経費等の節減

(単位：億円)

区 分	16年度 当初	17年度 当初	18年度 当初	19年度 当初	20年度 当初	累 計
施策・事業の見直しによる経費の抑制	▲141	▲208	▲211	▲131	▲175	▲866
人 件 費 の 抑 制	▲348	▲228	▲303	▲244	▲228	▲1,351
職員数の増減に伴う影響	8	34	22	53	61	178
行政職員	▲29	▲62	▲93	▲125	▲137	▲446
教職員・警察官	37	96	115	178	198	624
給与等の減額	▲356	▲262	▲325	▲297	▲289	▲1,529
合 計	▲489	▲436	▲514	▲375	▲403	▲2,217

別表4-2 施策・事業の見直しによる経費の抑制

区 分	16年度 当初	17年度 当初	18年度 当初	19年度 当初	20年度 当初	主な内訳
既定事業の見直しによる節減・抑制	1,072件 ▲61億円	649件 ▲56億円	1,113件 ▲87億円	769件 ▲51億円	672件 ▲33億円	○自然保護奨励金 ▲111百万円 県西部（水源の森林エリア等） について、維持管理の促進を目的に 交付条件を変更した。
市町村補助金 の見直しによる節減・抑制	38件 ▲12億円	26件 ▲6億円	11件 ▲3億円	23件 ▲3億円	20件 ▲8億円	○重度障害者医療給付事業費補助 ▲398百万円 制度の安定的継続に向けて、一部負担金 の導入等給付内容を見直した。
団体補助金 の見直しによる節減・抑制	178件 ▲10億円	98件 ▲17億円	179件 ▲18億円	127件 ▲15億円	111件 ▲18億円	○指定定期検査機関及び指定計量 証明検査機関事業費補助金 ▲13百万円 補助対象人員及び補助割合を見直した。
内部管理経費 の徹底的な削減	246件 ▲8億円	166件 ▲8億円	140件 ▲5億円	127件 ▲4億円	133件 ▲4億円	○内部管理経費の節減に取り組んだ。 ・旅費の節減 ・維持運営経費（消耗品、備品 購入費等の経常経費の抑制）
既定の方針等 の見直しによる節減・抑制	52件 ▲50億円	265件 ▲121億円	182件 ▲98億円	275件 ▲58億円	235件 ▲112億円	○セキュリティ基盤整備事業費 ▲167百万円 システム開発の計画を見直した。
計	▲141億円	▲208億円	▲211億円	▲131億円	▲175億円	

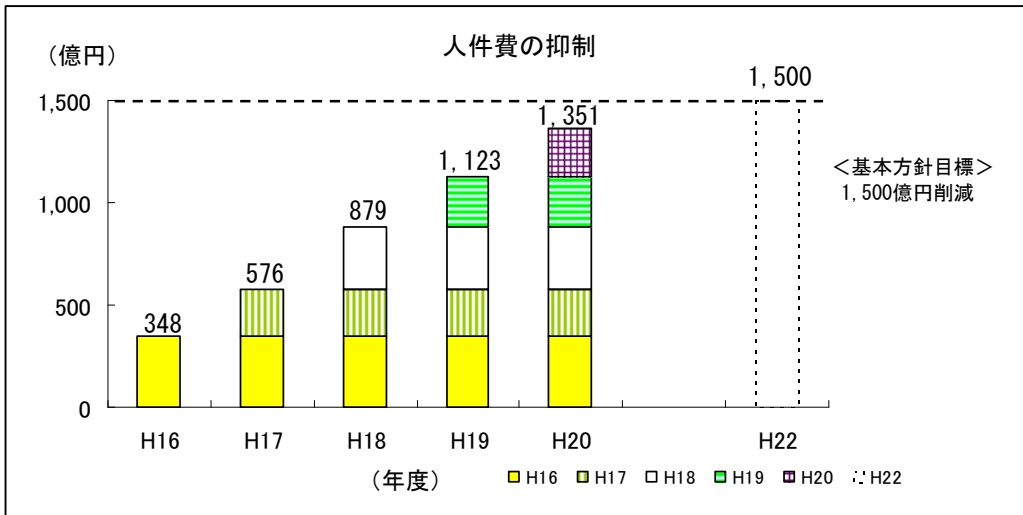


別表4-3 人件費の抑制

<目標> 人件費の抑制見込額 1,500 億円 (15 年度当初比、22 年度当初まで)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度当初	累計
職員数	職員数の増減(15年度比)に伴う人件費の影響額			職員数の増減(15年度比)に伴う人件費の影響額	職員数の増減(15年度比)に伴う人件費の影響額	178億円
	8億円 (296人)	34億円 (543人)	22億円 (432人)	53億円 (増減人数 693人)	61億円 (増減人数 790人)	
	・行政職員 ▲29億円 ・教職員 警察官 37億円	・行政職員 ▲62億円 ・教職員 警察官 96億円	・行政職員 ▲93億円 ・教職員 警察官 115億円	・行政職員 ▲125億円 ・教職員 警察官 178億円	・行政職員 ▲137億円 ・教職員 警察官 198億円	
給与等の減額	県議会議員 ・期末手当支給割合の引下げ ⑩～⑬ ・委員長・副委員長加給停止 ⑩～⑬ ▲0.5億円   ▲0.4億円   ▲0.4億円			《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・期末手当支給割合の引下げ ・委員長・副委員長加給停止 ▲0.3億円	《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・期末手当支給割合の引下げ ・委員長・副委員長加給停止 ▲0.3億円	▲1.9億円
	知事等特別職 ・期末手当の減額 ▲70～20%⑩ ・給料及び地域(調整)手当の減額 ▲6%⑰⑱ ・期末手当支給割合の引下げ ⑩～⑬ ▲0.2億円   ▲0.1億円   ▲0.1億円			・給料及び地域手当の減額 ▲6% 《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・期末手当支給割合の引下げ ▲0.1億円	・給料及び地域手当の減額 ▲6% 《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・期末手当支給割合の引下げ ▲0.1億円	▲0.6億円
	職員 ・給料及び地域(調整)手当の減額 管理職手当受給者 ▲4%⑩～⑬ その他の職員 ▲2%⑩ ・管理職手当の減額 ▲5% ⑩ ・高年齢層職員の昇給停止 ⑩～⑬ ・特殊勤務手当等の見直し ⑰⑱ ・期末手当支給割合の引下げ ▲0.25月 ⑩ ▲0.20月 ⑰⑱ ・給与の引下げ改定等 ⑩～⑬ ・通勤手当等の見直し ⑩～⑬ ・退職手当支給率の引下げ ⑩～⑬ ・退職時特別昇給の廃止 ⑩追～⑬ ▲355億円   ▲262億円   ▲324億円			《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・高年齢層職員の昇給停止 ・特殊勤務手当等の見直し ・期末手当支給割合の引下げ ▲0.15月 ・18年度の給与構造改革及び給与の引下げ改定 ・通勤手当等の見直し ・退職手当支給率の引下げ ・退職時特別昇給の廃止 ▲297億円	《16年度以降に実施した減額の継続的效果》 ・高年齢層職員の昇給停止 ・特殊勤務手当等の見直し ・期末手当支給割合の引下げ ▲0.15月 ・18年度の給与構造改革及び給与の引下げ改定 ・通勤手当等の見直し ・退職手当支給率の引下げ ・退職時特別昇給の廃止 ▲289億円	▲1,527億円
小計	▲356億円	▲262億円	▲325億円	▲297億円	▲289億円	▲1,529億円
合計	▲348億円	▲228億円	▲303億円	▲244億円	▲228億円	▲1,351億円

[備考] 1 当該抑制額は、平成15年度と当該年度を比較して、制度的に減額となっているものを計上している。  
 2 丸数字は取組の年度及び継続的效果が生じた年度を示している。  
 3 平成16・17年度の給与等の減額には、年度途中の追加措置を含む。  
 4 平成19年度の給与等の減額は、年度途中の給与改定増により当初見込みと異なる。



別表5 県主導第三セクターの抜本的な見直し等に向けた取り組み

<目標> 県主導第三セクターを16法人に見直し(23年度当初)  
(統廃合、自立化の達成、第三セクター以外の法人への移行等)

(単位:人・百万円)

区分	15年度 (目標の起点) A	16年度 B	17年度 C	18年度 D	19年度 (6月現計) E	増減 F	20年度 G(E+F)	増減累計 H(G-A)	増減率 H/A(%)
県主導第三セクター数 注(1)	35	35	34	31	25	▲1	24	▲11	▲31.4%
県派遣職員数 注(2)	122	105	74	44	32 (33)	▲4 (▲5)	28	▲94	▲77.0%
財政的支援 注(3)	11,925	9,304	8,569	8,011	7,549 (7,715)	524 (357)	8,073	▲3,852	▲32.3%

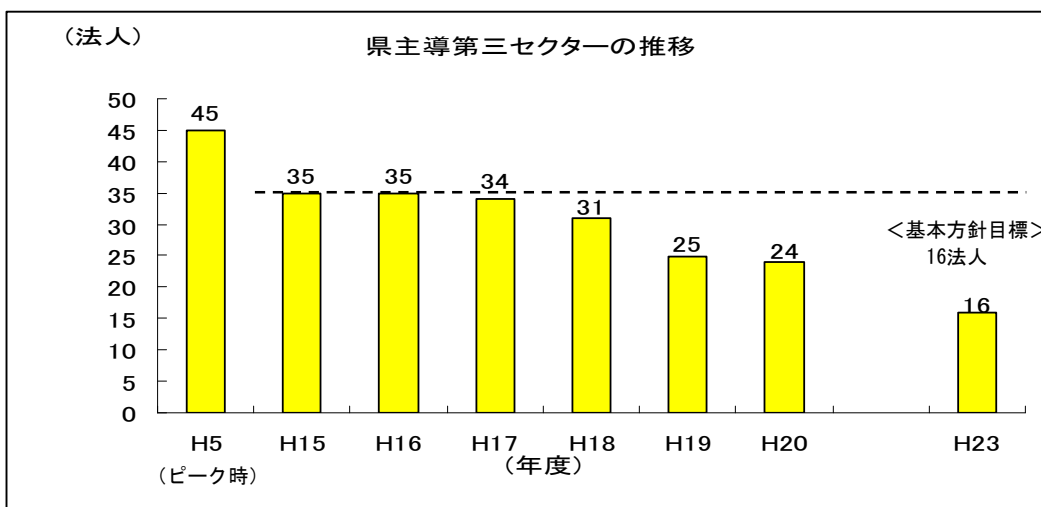
注(1)「県主導第三セクター数」:15~19年度は4月1日の実績、20年度は4月1日の見込み数

(2)「県派遣職員数」:15~18年度は6月1日、19年度は7月1日の実績、20年度は4月1日の見込み数

(3)「財政的支援」は、補助金、交付金、負担金及び貸付金の額を示す。また、19年度は6月現計予算額を、それ以外は当初予算額を示す。

[備考]

( )内は、20年4月に(財)神奈川中小企業センターと統合する予定の(社)神奈川県産業貿易振興協会への県派遣職員数及び財政的支援を含めた額等を示す。



別表5-2 県主導第三セクターの抜本的な見直し等に向けた取組み（増減内訳）

法人名	県派遣職員数		財政的支援	
	20年度	増減	20年度当初予算	増減
(財) 神奈川県厚生福利振興会 【自立化の予定】		▲1人		
(財) 神奈川県科学技術アカデミー	1人		1,626,335 千円	143,501 千円
(財) かながわ国際交流財団			150,624 千円	▲ 12,625 千円
(財) 神奈川県芸術文化財団			10,000 千円	
(財) 地球環境戦略研究機関	4人		176,780 千円	173 千円
(財) かながわ海岸美化財団			134,163 千円	75 千円
(財) かながわトラストみどり財団			85,819 千円	▲ 4,181 千円
(社) かながわ森林づくり公社			776,190 千円	16,766 千円
(社) 神奈川県農業公社			35,090 千円	▲ 1,892 千円
(財) 神奈川県栽培漁業協会			6,700 千円	▲ 40 千円
(福) 神奈川県社会福祉事業団			767,684 千円	▲ 29,508 千円
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	1人		421,761 千円	252,251 千円
(財) かながわ健康財団			74,702 千円	▲ 1,204 千円
(財) 神奈川県中小企業センター 注(1)	15人	0人 (▲1人)	3,303,329 千円	168,037 千円 (1,361 千円)
(財) 神奈川県下水道公社	1人	▲1人		
神奈川県住宅供給公社			395,372 千円	▲ 5,613 千円
(財) 神奈川県企業庁サービス協会			61,613 千円	▲ 1,494 千円
(財) 神奈川県教育福祉振興会	1人		32,030 千円	▲ 58 千円
(財) かながわ考古学財団	5人	▲2人		
(財) 神奈川県暴力追放推進センター			14,568 千円	▲ 24 千円
計	28人	▲4人 (▲5人)	8,072,760 千円	524,164 千円 (357,488 千円)

注(1) (財)神奈川県中小企業センターは、20年4月に(社)神奈川県産業貿易振興協会と統合する予定。「増減」欄には、( )内に(社)神奈川県産業貿易振興協会を含め算定した増減を示す。

[備考]

上記以外の(株)湘南国際村協会、(財)神奈川県文学振興会、神奈川県道路公社、(株)湘南なぎさパーク及び(財)神奈川県ふれあい教育振興協会については、県派遣職員及び財政的支援はない。

**「行政システム改革基本方針」の取組状況**  
**～平成 19 年度及び平成 20 年度当初に向けた主な取組項目一覧～**

\*1:「※」は、平成 20 年 4 月以降に新たな取組みが具体化するもの。

\*2:取組項目の枠内に表形式で掲載しているものは、これまでの行政改革の取組みを 16 年度から(16 年度以降の取組みは開始した時期から)、また数値で把握可能なものについては 15 年度から記載。

**I 多様な公的サービスの担い手との協働と連携**

**1 国・県・市町村の役割分担の適正化**

「地域主権実現のための基本方針」に基づく取組み ○「地域主権実現のための基本方針」を策定（19 年 7 月）
※ 県立相模原球場の相模原市への移譲 ○21 年度当初を目処にした県立相模原球場の相模原市への移譲について合意（19 年 11 月）

**2 企業、NPOなどとの協働と連携**

**(1) 企業、NPOなどとの協働・連携の推進**

<p>多様な担い手による公的サービスの推進のための基盤づくり          ○NPOとの協働事業提案・政策協働のための仕組みの充実          ・NPO等との協働により冊子「協働のためのサプリメント～協働を進める 50 のヒント～」を発行（19 年 8 月）          ・県提案型協働事業の実施（17 年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>  新規</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>  継続</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・かながわボランティア活動推進基金 21 による協働事業の実施（13 年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業数</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  新規</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  継続</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>○NPO等と企業との協働の推進          ・フォーラム、交流サロンの開催（19 年 10 月～）</p>		17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	事業数	5	7	9	15	新規	5	4	5	10	継続	—	3	4	5		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	事業数	8	11	13	11	13	新規	3	3	2	3	3	継続	5	8	11	8	10
	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度																																								
事業数	5	7	9	15																																								
新規	5	4	5	10																																								
継続	—	3	4	5																																								
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度																																							
事業数	8	11	13	11	13																																							
新規	3	3	2	3	3																																							
継続	5	8	11	8	10																																							
※ ○かながわ県民センターの再整備とかながわ県民活動サポートセンターの機能強化の検討 ・かながわ県民センター再整備手法等調査の実施（19 年度） ・かながわ県民センター再整備基本構想策定（20 年度）																																												
※ 県民パートナーシップ条例（仮称）の制定 ○21 年度制定に向けて、NPO等と神奈川県との協働推進会議 県民パートナーシップ条例（仮称）検討部会を設置（19 年 8 月～） ○県内ボランティア活動の実態、県民の協働に関する意識調査の実施（19 年 11 月）																																												
※ 「かながわコミュニティカレッジ」の本格開設に向けた取組み ○地域課題の解決や地域の活性化に取り組む人材の育成等を行うための「かながわコミュニティカレッジ」の本格開設（21 年度）に向け、講座の開催等を試行（18 年度～） ・一般講座数の拡充 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度(予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講座数</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>・青少年の職業観の育成を図るため、職業教育に関連した体験学習事業「仕事のまなび場」を協働講座に位置づけて展開（19 年度～）          ○開設基本計画の策定（20 年 3 月）</p>		18 年度	19 年度	20 年度(予定)	講座数	8	14	20																																				
	18 年度	19 年度	20 年度(予定)																																									
講座数	8	14	20																																									
<p>NPO法人に関する情報提供の充実          ○県ホームページによる情報提供の取組みとして、事業報告書の公開（18 年度～）に加え、設立認証及び定款変更認証に係る申請書類の一部の公開を開始（19 年 11 月受理分～）</p>																																												

### 3 多様な公的サービスの担い手の活用

#### (1) 民間活力の積極的な活用

	<p><b>民間への業務委託等の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○出先機関の警備業務の一部民間委託化の拡大（20年4月～）</li> <li>○庁用自動車の運行業務の一部民間委託化の拡大（20年4月～）</li> <li>○工業保安関係免状交付事務の民間委託化（19年6月～）</li> </ul>
※	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士試験業務の民間実施機関の指定による民営化（20年4月～）</li> <li>○水道料金未納整理業務の一部民間委託化の拡大（20年4月～）</li> <li>○水道営業所電話受付業務の一部民間委託化（19年10月～）</li> </ul>
	<p><b>民間活力導入指針の見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間活力の活用の一層の推進を図るため、「民間活力導入指針」を全面的に見直し、「神奈川県民間活力活用指針」を策定（19年10月）</li> </ul>
※	<p><b>県税事務の民間委託化等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自動車税及び自動車取得税に係る業務の一部民間委託化等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入力・照会事務への労働者派遣制度の活用（20年4月～）</li> <li>・「自動車税コールセンター（仮称）」を設置し、納付の呼びかけ等の業務を民間委託化（20年8月～）</li> </ul> </li> </ul>
※	<p><b>「公の施設」への指定管理者制度の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者の参入機会の拡大等に向けた選定手続きの見直しの実施（20年4月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・募集期間の見直し</li> <li>・申請書類の簡素化</li> <li>・選定基準の明確化 ほか</li> </ul> </li> <li>○指定管理者制度を新規に導入する5施設、再指定を行う285施設の募集を開始（20年4月～）</li> </ul>

#### (2) 多様な民間活力の活用手法の導入に向けた検討

	<p><b>県立病院の地方独立行政法人化の実現に向けた検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立病院の公立病院としての役割や運営体制等について、「神奈川県立病院あり方検討委員会」の報告を踏まえ、今後の運営形態に関する方針を決定（20年3月）</li> </ul>
--	---

### 4 第三セクター等の活力向上の一層の促進 -（9～10ページ「別表5、5-2」参照）

#### (1) 県主導第三セクターの抜本的な見直しと更なる経営改善の促進

	<p><b>抜本的な見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○(財)神奈川県厚生福利振興会の自立化(20年3月)</li> </ul> <p>* その他、20年4月に県主導第三セクターである(財)神奈川中小企業センターと第三セクター以外の法人である(社)神奈川県産業貿易振興協会が統合する予定。統合後は引き続き県主導第三セクターとして存続し、県主導第三セクター数の法人数には影響しない。</p>
	<p><b>更なる経営改善の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○更なる経営改善の促進・県の関わりの見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・県派遣職員数の減 ▲4人</li> <li>・財政的支援の増 524百万円</li> </ul> </li> </ul>

II 多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立

1 組織の重点化と効率化

※ (1) 本庁組織の再編 (20年4月)

ア 総務部及び企画部

- 政策の迅速かつ着実な推進を図るため、企画部の政策機能を純化するとともに、政策部門と財務部門（財政課、税務課）を一元化し、企画部を政策部に改組。
- 行政運営の支援及び市町村行政との調整等を担う部門（統計課、情報システム課、市町村課、基地対策課）を企画部から総務部に移管し、行政運営支援体制を集約。
- 知事スタッフ体制を強化するため、知事室を部の外に置き知事に直結する組織とするとともに、政策補佐官等のスタッフ機能を充実。
- 地域県政総合センターと綿密な連携をとりながら、地域づくり推進プランの着実な推進を図るとともに、地域課題に的確に対応する組織体制を明確化するため、政策部に新たに地域政策課を設置。
- 県と県内大学との連携を総合的に推進するため、政策課の課内室である科学技術室の機能を充実し、科学技術・大学連携室に改称。

< 現 行 >	< 再 編 後 >
<div style="margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">総務部</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">(10室課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 知事室</li> <li>— 人事課</li> <li>— 行政システム改革推進課</li> <li>— 財政課</li> <li>— 税務課</li> <li>— 給与厚生課</li> <li>— 法務文書課</li> <li>— 財産管理課</li> <li>— 庁舎管理課</li> </ul> </div> <div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">企画部</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">(9課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画総務課</li> <li>— 政策課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 科学技術室</li> </ul> </li> <li>— 広域行政課</li> <li>— 京浜臨海部活性推進課</li> <li>— 土地水資源対策課</li> <li>— 市町村課</li> <li>— 統計課</li> <li>— 情報システム課</li> <li>— 基地対策課</li> </ul> </div>	<div style="margin-bottom: 20px;"> <div style="margin-left: 20px;">(部外)</div> <div style="margin-left: 40px;">— 知事室</div> <div style="margin-left: 20px;">(1室)</div> </div> <div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">政策部</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">(7課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 政策総務課</li> <li>— 総合政策課                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 科学技術・大学連携室</li> </ul> </li> <li>— 地域政策課</li> <li>— 広域行政課</li> <li>— 財政課</li> <li>— 税務課</li> <li>— 土地水資源対策課</li> </ul> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">総務部</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">(11課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 行政システム改革推進課</li> <li>— 人事課</li> <li>— 給与厚生課</li> <li>— 市町村課</li> <li>— 基地対策課</li> <li>— 情報システム課</li> <li>— 統計課</li> <li>— 法務文書課</li> <li>— 財産管理課</li> <li>— 庁舎管理課</li> </ul> </div>

## イ 安全防災局

- 平常時における危機管理体制を強化し、併せて自然災害や様々な危機事象に更に迅速・的確に対応するため、危機管理に関する総合調整機能の明確化を図るとともに、危機管理対策課を設置。

＜ 現 行 ＞	＜ 再 編 後 ＞
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">安全防災局 (5課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 安全防災総務課 [安全防災局4課]</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">安全防災局 (5課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 危機管理対策課 [安全防災局4課]</li> </ul>

## ウ 県民部

- 県民パートナーシップ条例(仮称)の制定、コミュニティ・カレッジの充実、かながわ県民センターの再整備に向けた取組みなどを進め、県・県民・NPO・企業等の多様な主体の協働・連携を積極的に推進するため、県民総務課の課内室であるNPO協働推進室を独立させ、NPO協働推進課を設置。

＜ 現 行 ＞	＜ 再 編 後 ＞
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民部 (9課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 県民総務課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ NPO協働推進室 [県民部8課]</li> </ul> </li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">県民部 (10課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 県民総務課</li> <li>— NPO協働推進課</li> <li>— [県民部8課]</li> </ul>

## エ 環境農政部

- 50年後の神奈川の森林の新しい姿を県民全体で共有し、協働して取り組む本県の森林再生を全国に発信し、前進させる大きな節目として開催する第61回全国植樹祭(22年春季)の準備を進めるため、森林課の課内室として全国植樹祭推進室を設置。

＜ 現 行 ＞	＜ 再 編 後 ＞
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">環境農政部 (10課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境農政総務課</li> <li>— 森林課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ [環境農政部8課]</li> </ul> </li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">環境農政部 (10課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 環境農政総務課</li> <li>— 森林課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 全国植樹祭推進室 [環境農政部8課]</li> </ul> </li> </ul>

## オ 商工労働部

- 国際競争力の高い魅力ある観光地を形成し、国内外からの観光客の誘致を図る「かながわツーリズム」を一層推進するため、商業観光流通課の課内室として観光室を設置。
- 雇用産業人材課の課内室である団塊世代支援対策室は、中高年齢者の就業支援及び技術・技能の継承等の課題解決に向け、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」を立ち上げるとともに、「技術・技能継承プラザ」の運営を軌道に乗せるなど、所期の目的を達成したことから廃止。
- 22年度の青年技能者技能競技大会(技能五輪全国大会)及び全国障害者技能競技大会(アビリンピック全国大会)の本県開催に向け準備を進めるとともに、一層の技能振興を図るため、雇用産業人材課の課内室として技能振興・全国技能大会推進室を設置。

＜ 現 行 ＞	＜ 再 編 後 ＞
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">商工労働部 (7課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工労働総務課</li> <li>— 商業観光流通課</li> <li>— 雇用産業人材課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 団塊世代支援対策室</li> </ul> </li> <li>— [商工労働部4課]</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">商工労働部 (7課)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 商工労働総務課</li> <li>— 商業観光流通課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 観光室</li> </ul> </li> <li>— 雇用産業人材課               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 技能振興・全国技能大会推進室</li> </ul> </li> <li>— [商工労働部4課]</li> </ul>

## カ 会計局

- 組織の重点化・効率化の観点から業務を見直し、総務課、指導課、出納課を再編し、会計課、指導課を設置。

< 現 行 >	< 再 編 後 >
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">会 計 局 (3課)</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 指導課</li> <li>— 出納課</li> </ul> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">会 計 局 (2課)</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 会計課</li> <li>— 指導課</li> </ul> </div> </div>

## キ 教育委員会

- 平成19年8月に策定した教育ビジョンの着実な推進を図るため、総務課、教育政策課を再編し、企画調整課、行政課を設置。

< 現 行 >	< 再 編 後 >
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">教 育 局 (10課)</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 教育政策課</li> </ul> <p>[教育局8課]</p> </div> </div>	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">教 育 局 (10課)</div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 企画調整課</li> <li>— 行政課</li> </ul> <p>[教育局8課]</p> </div> </div>



※ (2) 出先機関の再編 - (3 ページ「別表 1」参照)

**ア 県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターの再編・統合**

- 相模原市の合併を踏まえ、広域的視点から総合調整機能を発揮し、一体的な地域づくりを支援するため、県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合し、県央地域県政総合センターを設置 (20 年 4 月)

**イ 津久井県税事務所と相模原県税事務所の再編・統合**

- 相模原市の合併を踏まえ、組織の重点化・効率化の観点から津久井県税事務所を相模原県税事務所に再編・統合するとともに、納税者の利便性に配慮し、津久井支所を設置 (20 年 4 月)

**ウ 外語短期大学の閉学と新しい組織の設置に向けた検討**

- 社会状況の変化を踏まえた 22 年度末予定の外語短期大学の閉学と新しい組織の設置に向けた検討の実施

**エ 家畜保健衛生所と家畜病性鑑定所の再編・統合の準備**

- 家畜保健衛生体制の強化を図るため、21 年度当初に家畜保健衛生所 4 所 (東部家畜保健衛生所、湘南家畜保健衛生所、県央家畜保健衛生所、足柄家畜保健衛生所) と家畜病性鑑定所を 2 家畜保健衛生所に再編・統合する準備の実施

**オ 保健福祉事務所、保健所及び福祉事務所の組織の整理**

- 保健福祉事務所、保健所、福祉事務所について、分かりやすい組織体制とするため、3 組織を一つの組織として整理 (20 年 4 月)

**カ 高等職業技術校の再編・統合**

- 企業や求職者の多様化、高度化する人材ニーズに的確に応える職業能力開発を実施するため、高等職業技術校 4 校 (鶴見高等職業技術校、紅葉ヶ丘高等職業技術校、川崎高等職業技術校 (京浜分校を含む)、横須賀高等職業技術校) を再編・統合し、東部総合職業技術校 (かなテクカレッジ) を開校 (20 年 4 月)

**キ 相模川総合整備事務所と酒匂川下水道整備事務所の再編・統合**

- 効果的・効率的な運営に向けて、相模川総合整備事務所の下水道部門と酒匂川下水道整備事務所を再編・統合し、流域下水道整備事務所を設置 (20 年 4 月)

**ク 水道営業所の再編・統合**

- 災害時の対応能力の向上や漏水事故対応の迅速化を図り、安全安心体制を強化するため、災害対策、漏水対応等の業務を行う工務部門を持たないサービス純化型営業所や支所を見直し、営業所を再編・統合 (相模原水道営業所相模大野支所を相模原南水道営業所として設置、藤沢水道営業所湘南台支所を藤沢水道営業所に統合、綾瀬水道営業所を海老名水道営業所に統合) (20 年 4 月)

**ケ 横須賀給与事務所の統合**

- 効果的・効率的な執行体制の確立に向けて、横須賀給与事務所を湘南三浦教育事務所に統合 (20 年 4 月)

## 2 迅速に対応できる執行体制の整備

### (1) 新たな行政課題に迅速に対応する組織運営

- ※ **政策立案機能の強化に向けた執行体制の整備**  
 ○知事の指示や職員からの報告等がより迅速・緊密に行われるようにするため、知事室を部の外に置き、知事に直結する組織とするとともに、知事のリーダーシップや政策立案機能を組織的に強化するため、政策補佐官等のスタッフ機能を充実（20年4月）
- ※ **新たな課題への関係部局が連携した柔軟な組織運営**  
 ○「クールネッサンス宣言」のリーディング・プロジェクトなど県の地球温暖化対策の推進を図るため、「神奈川県地球温暖化対策推進会議」を設置（20年1月）

### (2) 簡素で効率的な執行体制の整備

責任の所在の明確化と意思決定の迅速化を目指した管理職ポストの削減

[管理職ポスト削減数（対前年度増減）（知事部局）]

18年度	19年度
▲45人	▲79人

### (3) 民間人材の活用

民間人の登用 <目標>課長級以上に、民間人登用10人【2011（平成23）年度当初】

○19年度の幹部職員の登用（1人）（19年11月）

・東部総合職業技術校長

○20年度に向けて幹部職員ポストへの民間人材の募集を実施（1人）（20年1月）

・かながわ農産品販売戦略担当課長

[幹部職員ポストへの民間人材の登用状況]（14年度～）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度当初
登用在籍人数	1人	3人	4人	6人	6人	6人

## 3 業務プロセスの改革

### (1) 政策マネジメント・サイクルの確立

部局政策宣言の導入・推進

○知事との合意・決定・公表（19年7月）。目標達成状況の報告（20年3月）

○地域県政総合センターも取組みに参加（20年度～）

※ **政策評価によるマネジメント・サイクルの確立**

○「神奈川力構想・実施計画」の進行管理において、政策評価を総合的に実施し、その結果を「白書」として取りまとめるとともに、評価結果に基づいて翌年度の政策運営の改善を図る「政策のマネジメント・サイクル」の確立に向けた検討を実施

### (2) 条例や制度等の見直し

※ **一定期間を経過した条例の見直しの実施**

○一定期間ごとに条例全体の見直しを行う全庁的な仕組み（条例サンセットシステム）を整備

(3) 業務手続きの改善

<b>業務プロセス改善の推進</b>				
○会議の簡素化及び効果的運営の推進				
・庁内会議について、業務効率化の観点から毎年度見直しを実施				
	16年3月	17年3月	18年4月1日	19年4月1日
庁内会議数	309	307	337	215
○庶務事務の集中化				
・知事部局、企業庁等の職員の給与、旅費、報酬の支給等に係る定型的な庶務事務の集中化の出先機関を含めた本格実施（19年4月～）				
※	・県立学校で行われている庶務事務を集中化し、効率的な業務実施体制を構築するため21年度に開設予定の学校事務センター（仮称）の開設準備を実施（20年4月）			
<b>業務分析手法の導入</b>				
○コストの把握による業務改善等をねらいとして業務分析（ABC分析：活動基準原価計算）を行うため、調査や分析の手順を共通化した「ABC業務分析マニュアル」の作成（19年5月）				

※ (4) 行政情報化の推進

<b>行政事務の電子化の推進</b>	
○「行政情報化指針」に基づき、IT（情報通信技術）の活用による業務・システムの品質向上、スピードアップ、コスト削減を目指した情報システム再編整備等の推進	
・「情報システム再編整備事業全体計画」の策定（20年3月）	
○統合型GIS（地理情報システム）を導入し、事務の高度化・効率化を図るとともに、県民へ分かりやすい地図情報をインターネットで提供（20年度～）	

4 職員の効率的な配置

※ (1) 職員の重点配置・効率的配置(20年4月)

<b>地域課題への的確な対応</b>		
○地域課題に的確に対応する組織体制を明確化するため、政策部に地域政策課（22人体制）を設置		
<b>危機管理への迅速な対応</b>		
○平常時における危機管理体制を強化し、併せて自然災害や様々な危機事象に更に迅速・的確に対応するため、職員を14人増員し、危機管理対策課（27人体制）を設置する。また、危機管理対処方針を改正し、危機管理に関する指示・総合調整を行う統括危機管理官を設け、安全防災局長がその役割を担う。		
<b>NPO等との協働・連携を積極的に推進</b>		
○県民パートナーシップ条例(仮称)の制定、コミュニティ・カレッジの充実、かながわ県民センターの再整備に向けた取組みなどを進め、県・県民・NPO・企業等の多様な主体の協働・連携を積極的に推進するため、NPO協働推進課（17人体制）を設置		
<b>地球温暖化対策の強化</b>		
○「神奈川県地球温暖化対策推進条例（仮称）」の制定に向けた準備及び条例制定に先駆けて実施する地球温暖化対策推進のため、環境計画課に職員を4人増員		
<b>全国植樹祭（22年度）を開催するための体制の整備</b>		
○22年春季の開催に向けて、森林課内に全国植樹祭推進室（18人体制）を設置		
<b>児童虐待への対応の充実・強化</b>		
<目標>児童相談所への職員重点配置（30人増員：2006(平成18)年度当初比）		
○各児童相談所の親子支援チームなど専門相談体制の充実・強化を図るため職員を10人増員		
	19年度	20年度
対前年度比	20人増員	10人増員

<b>医師確保対策の充実・強化</b> ○医師確保対策の充実・強化を図るため、医療課に職員を6人増員
<b>観光振興を推進するための体制の整備</b> ○「かながわツーリズム」を一層推進するため、商業観光流通課内に観光室（15人体制）を設置
<b>青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）及び全国障害者技能競技大会（アビリンピック全国大会）を開催するための体制の整備</b> ○22年度の開催に向けた体制整備と一層の技能振興を図るため、雇用産業人材課内に技能振興・全国技能大会推進室（12人体制）を設置

<b>食品衛生専門監視体制の一元化による効率的配置</b> ○食品の製造所に対する監視指導強化及び効率的・効果的な食品検査体制を確保するため、小田原、茅ヶ崎、厚木の各保健福祉事務所に配置されている食品衛生専門監視体制を生活衛生課（茅ヶ崎分室）に一元化
<b>下水道の整備・維持管理に係る技術職員の効率的配置</b> ○相模川総合整備事務所（下水道部門）と酒匂川下水道整備事務所を再編・統合し、流域下水道整備事務所を設置することにより、下水道の整備・維持管理に係る技術職員を集中的に配置し、業務運営の効率化を推進

(2) 職員数削減の継続的取組み — (4～5ページ「別表2, 2-2」参照)

<b>知事部局・病院事業庁における職員数削減</b> ○削減数：知事部局・病院事業庁職員▲150人（20年4月（前年比））
<b>他任命権者における職員数削減</b> ○削減数：▲71人（20年4月（前年比））

5 職員の意欲や能力を生かす環境づくり

(1) 職員の専門性を高める能力開発の推進

※ 職員のキャリア開発を推進する取組み

○所属長等について、部下からの視点により、自らの職場マネジメントについて再考する「気づき」の機会を提供し、更なるマネジメント能力の向上を図る「マネジメント・サポート・システム」を本庁職場において実施（19年9月）。20年度以降に全所属で本格実施予定
○若手職員長期意向把握面接の際、事務職について専門性の高い10分野を明示するとともに、全員に「キャリア開発ワークシート」を配付するなど、長期的なキャリア開発を自らが考えるよう促進（19年10月）
○行政課題に適切に対応する人材の育成を図る視点から、職員の自己啓発及び国際貢献活動を支援する自己啓発等休業制度の導入（20年4月）

(2) 職員の意欲と能力を生かす仕組みの充実

<b>職員の意欲と能力を生かす人事制度の充実</b>					
○20年度に向けて、所属長等の庁内公募（15年度～）を実施（4ポスト）（19年12月）					
○20年度に向けて、一般職員を対象に特定のポストに対して募集を行う一般公募、専門人材（エキスパート）育成分野に対して募集を行う業務公募を実施（46事業）（19年12月）					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
所属長等の公募(ポスト)	3	5	7	4	4
一般職員の公募(事業)	11	14	21	37	46
一般公募(ポスト)(事業)	11	14	21	20	31
業務公募(業務分野)(事業)	—	—	—	17	15
○20年度に向けて、ポストチャレンジ制度による公募を実施（8ポスト）（19年12月）					
○20年度に向けて、庁内F A(フリーエージェント)制度を実施（19年12月）					
○20年度に向けて、県立学校管理職公募制度を実施（校長1、副校長2）（19年12月）					

<b>職員提案事業制度の充実</b>					
○職員自らが発案し実施する職員提案事業の制度（15年度～）により、19年度は新たに5事業を採択し、20年度当初から実施					
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
採択件数(事業)	9	4	5	4	5
<b>わたしの改善提案制度の充実</b>					
○事務の効率化や経費節減等の提案を受け付け、実施する「わたしの改善提案制度」について、より効果的で活用しやすい制度とするため、見直しを検討（19年度）					
※	<b>人事給与制度改革の取組み</b>				
	○管理職以外の職員について、勤務成績に応じた成績率に基づき勤勉手当を支給（20年6月） *管理職は、15年12月から実施				
	○管理職以外の職員について、勤務成績を反映した新たな昇給を実施（21年1月） *管理職は、19年1月から実施				
※	<b>マネジメント能力を持った職員を管理職に登用するための選考の仕組みの導入</b>				
	○専門家等による検討委員会の設置・検討（19年10月～20年3月）				
<b>病院経営改善のための職員の意欲向上を目指す仕組み</b>					
○経営実績を反映した医療環境の改善や研究研修を充実する事業を実施（19年4月～）					

## 6 財政基盤の強化と経費の節減

### (1) 財源の効果的・効率的な活用

<b>施策・事業の見直しによる事業費の抑制</b> —（7ページ「別表4-2」参照）
○施策・事業の見直しによる経費の抑制（抑制額▲175億円）
<b>新規課題に柔軟に対応するための仕組みの導入</b>
○政策主導のマネジメントの一環として、予算編成過程における知事の指示に基づき、県として特に優先的に取り組むべき課題等について、担当部局が事業化や体系の再構築を行い、庁内調整が整ったものについて、試行的に「政策枠」と位置づけ、予算化（20年2月）

### (2) 人件費の抑制

<b>人件費の抑制</b> （削減額：▲228億円） —（8ページ「別表4-3」参照）
・職員数の増減に伴う増額61億円（内訳：行政職員▲137億円、教職員・警察官198億円）
・給与等の減額 ▲289億円 （内訳：県議会議員▲0.3億円、知事等特別職▲0.1億円、職員▲289億円）

### (3) 効率的な施設管理による経費削減

<b>経営的視点からの総合的な施設管理と既存施設の長寿命化による経費節減</b>
○藤沢合同庁舎における出先機関の再編・集約に伴う大規模改修及び耐震補強工事の完成（19年6月）
○東部総合職業技術校（かなテクカレッジ）として使用するため、元寛政高等学校校舎の大規模改修工事等の実施（19年度完成予定）
○計画修繕工事への継続的な取組み ・施設は、建築後経過年数、施設用途、耐震性能、劣化状況を考慮したグループに分類し、計画的に工事等を実施

**施設の整備及び維持管理におけるPFIの活用（15年度～）**

○県警公舎の整備に係る事業者選定審査会を開催（19年10月）

※ ○がんセンターについて、実施方針の策定・公表などPFI法手続の実施（20年度～）

[PFI事業の実績]

施設名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度当初
保健福祉大学	開学(4月)					
衛生研究所	開所(6月)					
近代美術館葉山館	開館(10月)					
海洋総合文化ゾーン体験学習施設		開館(4月)				
寒川浄水場排水処理施設				開所(4月)		
花と緑のふれあいセンター				事業契約	工事着工	工事
県警公舎				調査	法手続	法手続
がんセンター					調査	法手続

**環境負荷の低減とコストの節減を目指したESCO事業の導入（16年度～）**

※ ○最優秀提案を選定(19年12月) 生命の星・地球博物館

○改修工事を実施(20年2月まで) 三浦しらとり園、産業技術センター

○サービス開始(19年4月) 総合防災センター・消防学校、循環器呼吸器病センター

(20年4月) 三浦しらとり園、産業技術センター

施設名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度当初
神奈川工業高等学校・ 神奈川総合高等学校	提案募集と 選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)	効果検証	→
精神医療センター	提案募集と 選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (8月)	効果検証	→
総合防災センター・ 消防学校		提案募集と 選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)	効果検証
環境科学センター		提案募集と 選定 ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)	効果検証	→
循環器呼吸器病 センター		提案募集と 選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)	効果検証
三浦しらとり園			提案募集 と選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)
産業技術センター			提案募集と 選定	ESCO 契約と 改修工事	サービス開始 (4月)
生命の星・地球博物館				提案募集と 選定	ESCO 契約 (予定)

**(4) 自主財源の確保と県債の新規発行抑制**

自主財源の確保と県債の新規発行抑制 - (6ページ「別表3」参照)

○20年度当初県債計上額 1,266億円 (自主財源に対する割合 9.3%)

○19年度最終県債予算額 1,178億円 (自主財源に対する割合 8.7%)

### Ⅲ 県民の視点に立った行政サービスの提供

#### 1 県民サービスの向上

##### (1) 施設や窓口等における県民サービスの充実・向上

\*窓口の拡大・時間延長

<b>コンビニエンスストア等における県税の収納事務の取扱い</b>					
・自動車税について、コンビニエンスストアへの収納事務の委託（16年度～）					
		16年度	17年度	18年度	19年度
自動車税	件数(件)	67,450	768,575	791,779	894,554
	収納金額(千円)	2,185,900	29,455,098	30,183,037	43,590,478
*19年度収納件数及び金額については、19年11月30日現在の実績を記載					
<b>かながわ中央消費生活センター（消費生活課横浜駐在事務所）の機能の充実</b>					
○多重債務者相談窓口の整備・強化					
・多重債務者専用の相談電話「多重債務サポートダイヤル」（平日・13:00～16:00）の開設（19年10月～）					
・生活再建を含めた個別支援相談が可能な相談窓口をNPO等との協働により開設（20年度）					
<b>県営水道における電話窓口業務の充実</b>					
○電話サービスの充実を図るため、民間委託により、水道の使用開始・休止の受付や問い合わせ等に対応する県営水道お客さまコールセンターを開設（19年10月～）					
※	○県営水道お客さまコールセンターの平日受付時間の延長及び土曜受付の実施（20年4月～）				
<b>原油等原材料高騰対策の相談窓口の設置</b>					
○（財）神奈川中小企業センター <sup>(注)</sup> と各地域県政総合センターに、経営改善に向けた全般的なアドバイスを行い、中小企業の経営安定化を支援するための相談窓口を設置（19年8月～）					
※	<b>中小企業の経営・技術に係る相談窓口の設置</b>				
<目標>中小企業の経営・技術支援のワンストップ窓口の設置（2か所設置）					
○横須賀三浦地域（横須賀三浦地域県政総合センター）及び県西地域（足柄上地域県政総合センター、西湘地域県政総合センター）に地域連携窓口を設置（20年4月～）					
○（財）神奈川中小企業センター <sup>(注)</sup> と産業技術センターに相互連携窓口を設置（20年4月～）					

(注)（財）神奈川中小企業センターは、20年4月に（社）神奈川県産業貿易振興協会と統合する予定。

\*相談体制の充実

※	<b>健康・医療・福祉に対する相談体制の充実</b>
○肝炎に係る医療相談の実施（20年4月～）	
・肝炎の重症化の予防を図るため、県内4大学病院に肝疾患医療センターを設置し医療相談を実施	
<b>労働相談業務の充実</b>	
○街頭労働相談会等の充実	
・気軽に立ち寄れる街頭での相談会の開催により、若者の就労に関する支援を充実強化（19年5月～）	
・労働問題シンポジウムやセミナーを同時期に実施することによる効果的な開催（20年2月～）	
<b>防犯相談及び犯罪被害者等総合相談の充実</b>	
○「安全安心まちづくりセンター」を安心・安全まちづくり推進課に設置し、自主防犯活動、防犯及び犯罪被害者支援全般に係る相談を実施（19年6月～）	

\*情報提供等の充実

<p><b>研修会等の充実</b></p> <p>○県の合併推進構想について、県民の理解を増進するためのフォーラム及び出前講座を実施（19年4月～）</p> <p>○地方分権改革の推進に向けて、県民の理解を増進するためのフォーラム及び出前講座を実施（19年5月～）</p> <p>○農林水産業の現状や県の取組みなどについて、かながわの農林水産業出前講座を実施（19年5月～）</p> <p>○環境問題と県の取組み・施策などについて、かながわ環境出前講座を実施（19年10月～）</p> <p>○健康の保持・増進、健康被害の発生予防などについて、衛生研究所出前講座を実施（20年1月～）</p>
<p><b>福祉・医療サービスに関する情報提供の充実</b></p> <p>○治療や調剤の内容、患者数、駐車場の有無など医療機関及び薬局に関する情報を県ホームページで情報提供（20年3月～）</p>

\*受付業務の改善

<p><b>窓口サービス・環境等の改善</b></p> <p>○パスポート交付事務の民間委託化により、交付件数に応じた弾力的な窓口体制とし、待ち時間を短縮（パスポートセンター本所：19年4月～、2支所：20年4月～）</p>
--

\*その他サービスの充実

<p><b>自動体外式除細動器（AED）の設置</b></p> <p>○来庁者や施設者利用等が心停止となった場合に、適切な一次救急処置が実施されるよう、自動体外式除細動器（AED）の普及促進を実施（17年度～）</p> <p>[県有施設における設置状況]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年8月</th> <th>18年12月</th> <th>19年12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置台数</td> <td>26</td> <td>120</td> <td>301</td> </tr> </tbody> </table> <p>○すべての県立高校、特別支援学校への設置を完了（19年度）</p>		17年8月	18年12月	19年12月	設置台数	26	120	301
	17年8月	18年12月	19年12月					
設置台数	26	120	301					
<p>※ <b>職業技術校の訓練内容の充実強化等【東部総合職業技術校（かなテクカレッジ）】</b></p> <p>○総合型の職業技術校を活用した取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験型、選択型の新しい訓練コースの導入（20年4月～）</li> <li>・「ものづくり体験」や「体験入校」の実施（20年4月～）</li> </ul>								
<p><b>県立病院の患者サービスの充実</b></p> <p>○外来表示システムの導入（19年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・待ち時間の目安となる診療の進捗状況を表示する外来表示システムを導入【循環器呼吸器病センター】</li> </ul> <p>○採血予約患者の待ち時間の短縮（19年5月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の効率化を図り、採血を予約している患者の待ち時間を短縮【足柄上病院】</li> </ul> <p>○診療費等支払いに係るコンビニエンスストア対応の実施（20年2月～）【各県立病院】</p> <p>○休日・時間外会計業務の実施（20年4月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急で受診した患者等の支払いの利便性と未収金の発生防止のため、平日においては22時まで、土・日・休日においても9時から22時まで会計業務を実施【足柄上病院】</li> </ul>								
<p><b>図書館サービスの充実</b></p> <p>○横浜国立大学図書館の県内図書館情報ネットワークへの参加（横断検索・相互貸借の開始）により、専門性の高い資料を提供（19年4月～）【県立図書館、川崎図書館】</p> <p>○東京工業大学図書館の県内図書館情報ネットワークへの参加（横断検索・相互貸借の開始）により、専門性の高い資料を提供（19年10月～）【県立図書館、川崎図書館】</p> <p>※ ○祝日と重なる月曜日の開館（20年4月～）【県立図書館、川崎図書館】</p>								
<p><b>大野山乳牛育成牧場「まきば館」による交流活動の実施</b></p> <p>○「自然とのふれあいを通して畜産業に対する理解を深める場」として「まきば館」を整備し、畜産交流教室などの交流活動を実施（19年4月～）</p>								



(2) 許認可・届出等申請手続きの改善

許認可申請等手続きの改善

○県民の負担軽減と利便性の向上を目指した各種事務手続き等の見直し

19年度 改善手続数（118手続）、改善項目数（141項目）

（注）複数の改善項目を含む改善手続があるため、改善手続数と改善項目数は一致しない

[改善項目数の内訳]

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
規制の廃止、緩和	2	20	4	0	3
提出書類等の簡素化	8	2	14	15	8
届出等の回数の削減	1	0	1	0	1
受付方法等の改善	30	20	73	85	116
処理期間の短縮	8	3	44	3	3
記載事項の削減	17	8	9	14	10
合計	66	53	145	117	141

（注）見直しの年度は、施行日により区分

申請・届出等手続きの電子化の推進（16年度～）

○電子申請・届出システムの対象手続きを拡大

[主な19年度導入手続き]

- ・特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
- ・生活保護法指定医療機関等指定申請
- ・医薬品の配置販売にかかる配置従事届
- ・計量管理実施報告
- ・貸金業者の業務報告

[主な20年度当初導入予定手続き]

- ・自動車税納税通知書送付先変更届
- ・被爆者一般疾病医療機関指定申請

	16年度	17年度	18年度	19年度
電子申請届出システム	開発	試行・運用開始	手続き拡大	→
サービス開始手続数	—	11	41	24
累計	—	11	52	76
公共施設利用予約システム	開発	試行・運用開始	施設拡大	→
サービス開始施設数	—	8	6	—
累計	—	8	14	14

※

県税の電子申告の推進

○法人二税（法人県民税・法人事業税）の電子申告の実施（17年度～）

	17年度	18年度	19年度
電子申告	開発・実施	運用	運用・対象拡大へ向けた検討 電子署名の簡素化を実施

入札・調達手続き等の電子化の推進（17年度～）

○インターネットを利用した電子入札の対象拡大（19年度～）

○工事費5千万円以上の工事を対象に電子納品を実施（19年4月～）

内容	17年度	18年度	19年度	20年度当初
電子入札	開発・試行	運用開始	対象拡大	→
工事	—	一部実施	全面実施	→
工事系委託	—	—	一部実施	全面実施
一般委託・物品	—	一部実施	→	全面実施
電子納品	一部試行	一部実施	対象拡大	運用拡大

## 2 県民から信頼される県行政の実現

### (1) 県民に開かれた行政

<p><b>県政の透明性の向上に向けた情報の公開・提供の充実</b></p> <p>○「18年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況」を公表（19年5月）</p>																							
<p><b>退職者の再就職に係る透明性の確保</b></p> <p>○18年度退職者等（管理職手当受給者）の再就職状況を公表（19年6月）</p> <p>〔公表者数〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>18年6月</th> <th>19年6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85人</td> <td>107人</td> </tr> </tbody> </table>				18年6月	19年6月	85人	107人																
18年6月	19年6月																						
85人	107人																						
<p><b>附属機関等の会議の原則公開</b></p> <p>○「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の改正による原則公開の徹底（17年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年1月</th> <th>19年1月</th> <th>20年1月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象会議数</td> <td>150</td> <td>146</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>（うち公開しているもの）</td> <td>112</td> <td>108</td> <td>116</td> </tr> </tbody> </table>					18年1月	19年1月	20年1月	対象会議数	150	146	148	（うち公開しているもの）	112	108	116								
	18年1月	19年1月	20年1月																				
対象会議数	150	146	148																				
（うち公開しているもの）	112	108	116																				
<p><b>透明性、公平性、競争性を向上させた入札・調達制度</b></p> <p>○電子入札システムを使用した条件付き一般競争入札など、新たな制度の定着に向けた取組み（18年度～）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共工事関係</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電子入札システムを使用した条件付き一般競争入札の導入</td> <td>・大規模(5000万円以上)案件 ・5000万円未満案件も可能なものから実施</td> <td>・250万円超工事案件(本庁・出先機関共通) ・1000万円以上工事系委託(指名競争)案件に電子入札を導入(20年1月～)</td> <td>・100万円超工事系委託(指名競争)案件に電子入札を拡大</td> </tr> <tr> <td>その他の取組み</td> <td>・最低限価格率の見直し ・入札事務処理日程の短縮</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品調達関係</td> <td>(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁機関)</td> <td>(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁・出先機関共通:19年10月～)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					18年度	19年度	20年度当初	公共工事関係				電子入札システムを使用した条件付き一般競争入札の導入	・大規模(5000万円以上)案件 ・5000万円未満案件も可能なものから実施	・250万円超工事案件(本庁・出先機関共通) ・1000万円以上工事系委託(指名競争)案件に電子入札を導入(20年1月～)	・100万円超工事系委託(指名競争)案件に電子入札を拡大	その他の取組み	・最低限価格率の見直し ・入札事務処理日程の短縮			物品調達関係	(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁機関)	(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁・出先機関共通:19年10月～)	
	18年度	19年度	20年度当初																				
公共工事関係																							
電子入札システムを使用した条件付き一般競争入札の導入	・大規模(5000万円以上)案件 ・5000万円未満案件も可能なものから実施	・250万円超工事案件(本庁・出先機関共通) ・1000万円以上工事系委託(指名競争)案件に電子入札を導入(20年1月～)	・100万円超工事系委託(指名競争)案件に電子入札を拡大																				
その他の取組み	・最低限価格率の見直し ・入札事務処理日程の短縮																						
物品調達関係	(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁機関)	(条件付き一般競争入札) 250万円超案件(本庁・出先機関共通:19年10月～)																					
<p><b>教育委員会の情報公開の徹底</b></p> <p>○将来議案となる予定の案件についての未成熟段階での議論等も教育委員会定例会・臨時会で公開（19年度～）</p>																							

### (2) 県民からの意見の反映

<p><b>県民意見を県政に反映するための取組みの推進</b></p> <p>【県政への幅広い県民意見の反映】</p> <p>○県民からの政策提案制度を創設し、県民やNPO、企業等の団体からの政策の提案を募集（19年7月～8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募等の委員からなる審査会で、4件の事業を採択し、実施（20年4月～）</li> </ul> <p>○県民と知事が直接対話する「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」の実施（19年10月～12月：県内8か所）</p> <p>○ウイークリー知事現場訪問（17年4月～）及びマンスリー知事学校訪問の実施（18年1月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度訪問実績（19年12月末現在）</li> <li>ウイークリー知事現場訪問 40箇所</li> <li>マンスリー知事学校訪問 10箇所</li> <li>・県民からの候補地推薦の受付を開始（19年5月～）</li> </ul> <p>【個別施策の取組みへの県民意見の反映】</p> <p>○水源環境保全・再生施策の取組みに県民意見を反映させる新たな仕組みとして、公募委員・有識者・関係団体30名による「水源環境保全・再生かながわ県民会議」の設置及び県民フォーラムの実施（19年4月～）</p>
--

**懇話会等への県民公募委員の登用の推進**

○「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」改正による懇話会・協議会等の県民公募委員の原則配置（19年11月）

	20年1月
懇話会・協議会等数	66
（うち公募委員を配置しているもの）	12

**(3) 事務事業評価の充実**

**事業総点検を踏まえた事務事業評価の実施**

○「県の仕事の総点検（自主点検）」の結果を踏まえ、「県の仕事の総点検（外部点検）」及び事務事業評価を実施し、評価結果を予算等へ反映（18年度～）

- ・事業所管課による約3,500に及ぶ既存事業の自主点検の結果、引き続き現行の実施方法で実施することとされた事業のうち、義務的な経費、規模の小さい事業等を除き、事業開始から年数が経過し、県民に身近で評価に馴染む事業等について、県民等による外部点検を実施
- ・外部点検で何らかの見直しが必要とされた事業について、事務事業評価を実施

内容		18年度	19年度	20年度
県の仕事の総点検の実施	自主点検	約3,500事業	—	—
	外部点検	20事業（試行）	54事業	50事業程度
事務事業評価の実施		16事業（試行）	29事業	外部点検結果
継続が適当である		該当なし	1事業	
改善を検討すべきである		15事業	24事業	
廃止を検討すべきである		1事業	4事業	

※ **社会状況の変化や新たな県民ニーズを踏まえた試験研究機関の評価**

○19年度に策定した機関評価指針に基づき、試験研究機関を対象とした機関評価（自己（内部）評価及び有識者（外部）評価）を実施（20年度）

**(4) チェック機能の充実**

**公共施設のモニタリングの実施**

○指定管理者導入施設における運営状況を確認するため、指定管理者から提出される報告書等に基づき施設所管課においてモニタリングを実施（18年度～）

○モニタリング結果の報告内容について、指定管理者制度モニタリング会議（外部有識者により構成）（18年度～）からの助言を踏まえ改善し、監視体制を充実（19年度～）

**(5) 県の自律性の向上**

**職員の不祥事防止対策の充実強化に係る条例制定等の取組み**

○神奈川県職員等不祥事防止対策条例を施行（19年10月）

○条例施行に伴い不祥事防止対策を強化（神奈川県職員行動指針の改正、内部通報制度、職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応制度の充実等）（19年10月）

○条例に基づき、外部有識者等による神奈川県職員等不祥事防止対策協議会を設置（19年12月）

※ ○関係各課職員、職員OBによる「業務点検推進チーム（仮称）」を設置し、不祥事防止の視点から業務点検を行う仕組みを整備（20年4月～）

**教職員事故・不祥事防止対策の徹底**

○教職員一人ひとりの意識の向上に向けた「教育委員会事故・不祥事ゼロ運動」の推進（18年～）

・運動の確実な定着を図ることを目的として、教育委員会の全所属における「事故・不祥事ゼロプログラム」を策定・実施・検証（19年度）

・職員啓発資料の定期的な配付、所属長を対象としたコンプライアンス研修及び教員向けの個人情報保護に関する研修などを実施（19年度）

・「事故・不祥事ゼロプログラム」を各学校等のホームページに掲載し、県民に向け公表（19年度）